加入者・事業主の皆さまへ

平成25年３月分からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表（裏面）をお送りします。

◆平成25年度の福島支部の 健康保険料率 介護保険料率 は、据置きとなり、変わりません。

健康保険料率 **9.96%**　　**介護保険料率** **1.55%**

◎40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります

◆特定保険料率、基本保険料率について

福島支部の健康保険料率（9.96%）のうち、5.81%分は加入者の皆様の医療費等に充てられる基本保険料率となり、4.15%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

◆介護保険制度と介護保険料について

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費（税金）や高齢者の介護保険料のほか、４０歳から６４歳までの健康保険の加入者（介護保険第２号被保険者）の介護保険料（労使折半）等により支えられています。

★健康保険組合における保険料額等については、加入する健康保険組合へお問い合わせください。

高齢受給者証（差替え分）をお送りします

70～74歳の加入者ご本人：扶養のご家族が医療機関等を受診される際の一部負担金は、本来2割のところを、平成25年3月31日まで1割としていましたが、平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）においても、同様に据え置かれる軽減特例措置が継続することになりました。

それに伴い、健康保険高齢受給者証の『一部負担金の割合』の欄を『2割（ただし、平成26年3月31日まで1割）』と表記変更した新たなものを3月中旬から各事業所様へ送付しております。

事業主・ご担当者様におかれましては、対象者の皆様へ配布をお願いいたします。

ご注意：**現役並み所得者**（一部負担金の割合が「**3割**」と記載されている方）は、3割負担のままで変更がないため、上記の差し替えの対象とはなりません。

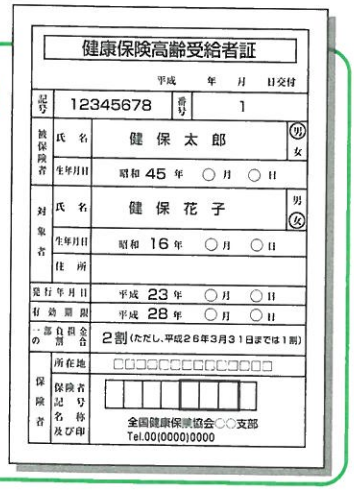
健康保険高齢受給者証

平成　年　月　日交付

記号	12345678	番号	1
被保険者	氏名	健保太郎	男・女
	生年月日	昭和 45 年 ○月 ○日	
対象者	氏名	健保花子	男・女
	生年月日	昭和 16 年 ○月 ○日	
	住所		
発行年月日		平成 23 年 ○月 ○日	
有効期限		平成 28 年 ○月 ○日	
一部負担金の割合		2割（ただし、平成26年3月31日までは1割）	
保険者	所在地	□□□□□□□□□□□□□□□	
	保険者記号名称及び印	全国健康保険協会○○支部 Tel.00(0000)0000	

平成25年も被扶養者の再確認を行います

本年も５月末から７月までの間に被扶養者資格の再確認を行います。
事業所・加入者の皆様のご協力をお願いいたします。

平成24年度の被扶養者資格の再確認により、約9万人の被扶養者が削減されたことにより、高齢者医療費支援金等への負担が35億円程度減額される見込みとなりました。ご協力ありがとうございます。

日本年金機構・全国健康保険協会 福島支部

（http://www.nenkin.go.jp/）　（http://www.kyoukaikenpo.or.jp/）

平成25年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

▸健康保険料率：平成24年3月分～　適用　　▸厚生年金保険料率：平成24年9月分～平成25年8月分　適用
▸介護保険料率：平成24年3月分～　適用　　▸児童手当拠出金率：平成24年4月分～　適用

（福島県）　　（単位：円）

標準報酬			報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料（厚生年金基金加入員を除く）			
					介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者等		坑内員・船員	
					9.96%		11.51%		16.766%※		17.192%※	
等級	月額	日額			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
			円以上	円未満								
1	58,000	1,930	～	63,000	5,776.8	2,888.4	6,675.8	3,337.9				
2	68,000	2,270	63,000 ～	73,000	6,772.8	3,386.4	7,826.8	3,913.4				
3	78,000	2,600	73,000 ～	83,000	7,768.8	3,884.4	8,977.8	4,488.9				
4	88,000	2,930	83,000 ～	93,000	8,764.8	4,382.4	10,128.8	5,064.4				
5(1)	98,000	3,270	93,000 ～	101,000	9,760.8	4,880.4	11,279.8	5,639.9	16,430.68	8,215.34	16,848.16	8,424.08
6(2)	104,000	3,470	101,000 ～	107,000	10,358.4	5,179.2	11,970.4	5,985.2	17,436.64	8,718.32	17,879.68	8,939.84
7(3)	110,000	3,670	107,000 ～	114,000	10,956.0	5,478.0	12,661.0	6,330.5	18,442.60	9,221.30	18,911.20	9,455.60
8(4)	118,000	3,930	114,000 ～	122,000	11,752.8	5,876.4	13,581.8	6,790.9	19,783.88	9,891.94	20,286.56	10,143.28
9(5)	126,000	4,200	122,000 ～	130,000	12,549.6	6,274.8	14,502.6	7,251.3	21,125.16	10,562.58	21,661.92	10,830.96
10(6)	134,000	4,470	130,000 ～	138,000	13,346.4	6,673.2	15,423.4	7,711.7	22,466.44	11,233.22	23,037.28	11,518.64
11(7)	142,000	4,730	138,000 ～	146,000	14,143.2	7,071.6	16,344.2	8,172.1	23,807.72	11,903.86	24,412.64	12,206.32
12(8)	150,000	5,000	146,000 ～	155,000	14,940.0	7,470.0	17,265.0	8,632.5	25,149.00	12,574.50	25,788.00	12,894.00
13(9)	160,000	5,330	155,000 ～	165,000	15,936.0	7,968.0	18,416.0	9,208.0	26,825.60	13,412.80	27,507.20	13,753.60
14(10)	170,000	5,670	165,000 ～	175,000	16,932.0	8,466.0	19,567.0	9,783.5	28,502.20	14,251.10	29,226.40	14,613.20
15(11)	180,000	6,000	175,000 ～	185,000	17,928.0	8,964.0	20,718.0	10,359.0	30,178.80	15,089.40	30,945.60	15,472.80
16(12)	190,000	6,330	185,000 ～	195,000	18,924.0	9,462.0	21,869.0	10,934.5	31,855.40	15,927.70	32,664.80	16,332.40
17(13)	200,000	6,670	195,000 ～	210,000	19,920.0	9,960.0	23,020.0	11,510.0	33,532.00	16,766.00	34,384.00	17,192.00
18(14)	220,000	7,330	210,000 ～	230,000	21,912.0	10,956.0	25,322.0	12,661.0	36,885.20	18,442.60	37,822.40	18,911.20
19(15)	240,000	8,000	230,000 ～	250,000	23,904.0	11,952.0	27,624.0	13,812.0	40,238.40	20,119.20	41,260.80	20,630.40
20(16)	260,000	8,670	250,000 ～	270,000	25,896.0	12,948.0	29,926.0	14,963.0	43,591.60	21,795.80	44,699.20	22,349.60
21(17)	280,000	9,330	270,000 ～	290,000	27,888.0	13,944.0	32,228.0	16,114.0	46,944.80	23,472.40	48,137.60	24,068.80
22(18)	300,000	10,000	290,000 ～	310,000	29,880.0	14,940.0	34,530.0	17,265.0	50,298.00	25,149.00	51,576.00	25,788.00
23(19)	320,000	10,670	310,000 ～	330,000	31,872.0	15,936.0	36,832.0	18,416.0	53,651.20	26,825.60	55,014.40	27,507.20
24(20)	340,000	11,330	330,000 ～	350,000	33,864.0	16,932.0	39,134.0	19,567.0	57,004.40	28,502.20	58,452.80	29,226.40
25(21)	360,000	12,000	350,000 ～	370,000	35,856.0	17,928.0	41,436.0	20,718.0	60,357.60	30,178.80	61,891.20	30,945.60
26(22)	380,000	12,670	370,000 ～	395,000	37,848.0	18,924.0	43,738.0	21,869.0	63,710.80	31,855.40	65,329.60	32,664.80
27(23)	410,000	13,670	395,000 ～	425,000	40,836.0	20,418.0	47,191.0	23,595.5	68,740.60	34,370.30	70,487.20	35,243.60
28(24)	440,000	14,670	425,000 ～	455,000	43,824.0	21,912.0	50,644.0	25,322.0	73,770.40	36,885.20	75,644.80	37,822.40
29(25)	470,000	15,670	455,000 ～	485,000	46,812.0	23,406.0	54,097.0	27,048.5	78,800.20	39,400.10	80,802.40	40,401.20
30(26)	500,000	16,670	485,000 ～	515,000	49,800.0	24,900.0	57,550.0	28,775.0	83,830.00	41,915.00	85,960.00	42,980.00
31(27)	530,000	17,670	515,000 ～	545,000	52,788.0	26,394.0	61,003.0	30,501.5	88,859.80	44,429.90	91,117.60	45,558.80
32(28)	560,000	18,670	545,000 ～	575,000	55,776.0	27,888.0	64,456.0	32,228.0	93,889.60	46,944.80	96,275.20	48,137.60
33(29)	590,000	19,670	575,000 ～	605,000	58,764.0	29,382.0	67,909.0	33,954.5	98,919.40	49,459.70	101,432.80	50,716.40
34(30)	620,000	20,670	605,000 ～	635,000	61,752.0	30,876.0	71,362.0	35,681.0	103,949.20	51,974.60	106,590.40	53,295.20
35	650,000	21,670	635,000 ～	665,000	64,740.0	32,370.0	74,815.0	37,407.5				
36	680,000	22,670	665,000 ～	695,000	67,728.0	33,864.0	78,268.0	39,134.0				
37	710,000	23,670	695,000 ～	730,000	70,716.0	35,358.0	81,721.0	40,860.5				
38	750,000	25,000	730,000 ～	770,000	74,700.0	37,350.0	86,325.0	43,162.5				
39	790,000	26,330	770,000 ～	810,000	78,684.0	39,342.0	90,929.0	45,464.5				
40	830,000	27,670	810,000 ～	855,000	82,668.0	41,334.0	95,533.0	47,766.5				
41	880,000	29,330	855,000 ～	905,000	87,648.0	43,824.0	101,288.0	50,644.0				
42	930,000	31,000	905,000 ～	955,000	92,628.0	46,314.0	107,043.0	53,521.5				
43	980,000	32,670	955,000 ～	1,005,000	97,608.0	48,804.0	112,798.0	56,399.0				
44	1,030,000	34,330	1,005,000 ～	1,055,000	102,588.0	51,294.0	118,553.0	59,276.5				
45	1,090,000	36,330	1,055,000 ～	1,115,000	108,564.0	54,282.0	125,459.0	62,729.5				
46	1,150,000	38,330	1,115,000 ～	1,175,000	114,540.0	57,270.0	132,365.0	66,182.5				
47	1,210,000	40,330	1,175,000 ～		120,516.0	60,258.0	139,271.0	69,635.5				

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

厚生年金基金に加入する
・一般の被保険者の方…11.766%～14.366%
・坑内員の被保険者の方…12.192%～14.792%

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率及び厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率（9.96%）に介護保険料率（1.55%）が加わります。

◆等級欄の（　）内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
5（1）級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「101,000円未満」と読み替えてください。
34（30）等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。

◆平成25年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

○被保険者負担分（表の折半額の欄）に円未満の端数がある場合
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
（注）①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料について
賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間540万円（毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額）となり、厚生年金保険と児童手当拠出金の場合は月間150万円となります。

○児童手当拠出金について
厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくことになります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率（0.15%）を乗じて得た額の総額となります。